

訪問看護ステーションこいで 運営規程の概要

(事業の目的)

家庭で療養中の要介護状態又は要支援状態にある者を支援し、日常生活活動の維持回復と療養生活の向上を図って、地域の在宅看護サービスに努め、訪問看護事業を行う。

(運営の方針)

- 1、訪問看護ステーションの看護師等は、要介護者等の人権を尊重し、また要介護者等の心身の特性を踏まえ居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。
- 2、訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3、24時間常時連絡可能な体制をとり、利用者の緊急の事態にも対応できるように努める。

(職員)

訪問看護職員等	管理者 1人 (常勤、訪問看護師と兼務)	保健師又は看護師
	訪問看護師 2.5人 (常勤1人) 以上	保健師、看護師又は准看護師
	理学療法士又は作業療法士 0. 1人以上	

(営業日、営業時間)

- 1、営業日：月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日までを除く。

- 2、営業時間

月～金 午前8時30分～午後5時30分まで

- 3、時間外の取扱い

利用者から特別な事由により申出があり必要と認めたときは、前項の開業日以外の日又は開業時間外においても、訪問看護に応ずるものとする。また電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料等)

事業所は、基本利用料として健康保険法及び介護保険法に規定する厚生労大臣が定める額の支払を利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。(料金表参照)

- 1 医療保険（健康保険法）

健康保険法に基づく額を徴収する。

- 2 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬上の額の本人負担分を徴収する。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 3 実費負担の利用料として、医療保険の場合の訪問看護に必要な交通費、衛生材料等に要する費用を利用者から受け取る場合がある。

- 4 利用者より基本利用料、その他の利用料の支払を受けるのに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

- 5 利用者からの予定外のサービス利用の変更、中止に際しては契約書に定めたキャンセル料を受け取るものとする。

(利用手続き)

- 1、訪問看護ステーションは、訪問看護の提供に際し、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、利用手続きとその他のサービスの提供方法について説明を行い、同意を得るものとする。

- 2、訪問看護ステーションは、訪問看護の開始に際し、利用申し込み者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けなければならない。

- 3、訪問看護ステーションの看護師等が、利用者の家庭において提供するサービスの内容は、おおむね次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|----------|--------------|----------------|
| 1) 病状観察 | 3) 褥瘡の処置 | 5) カテーテル等の管理 | 7) 食事・排泄の援助 |
| 2) 清拭等 | 4) 体位交換 | 6) リハビリテーション | 8) 家族の介護指導、その他 |

(通常の事業の実施地域)

魚沼市全域及び南魚沼市（大和地域）とする。

(虐待防止に関する事項)

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

事業所及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らさない。

事業所は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を洩らす事がないよう必要な措置を講じる。

事業所は、県、市町村や医療機関等に対し利用者、利用者の家族等に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供する。

(苦情等への対応)

利用者、利用者の家族等は事業所が提供する介護サービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付け窓口に問い合わせ及び苦情を申し立てができる。その場合、事業者は「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、速やかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。

事業所は、利用者、利用者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対して不利益、差別的な扱いをしない。

事業所は、提供したサービスに関して、市町村等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、県、市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に報告を行うとともに必要な措置を講じる。

事業所は、サービスの提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、事業所は責任を負う。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定める。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができる。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を負わない。

- 1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 2) 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

利用者の故意又は過失により、職員に生じた損害については、利用者又は家族代表はその責任を負う。その場合の損害内容については双方協議の上でこれを定める。

(緊急時等における対応方法)

看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、事故又は病状に急変等の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し指示に従うとともに家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡を行う。

(非常災害時の対応)

事業所は非常災害に備え、定期的に防災訓練を行う。

事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合事業継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じる。

事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を隨時確認する。

(衛生管理等)

事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に務め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を行う。

事業所は、従業員に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得をさせる。

(ハラスマントの防止・対応)

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1) 主治医の指示書
- 2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- 3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- 4) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 5) 利用者に関する市町村への報告書等の記録（情報提供書）
- 6) 苦情の内容等に関する記録
- 7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(反社会的勢力との取引排除)

ステーションは、暴力団、暴力団員、暴力関係企業・または暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称として「反社会的勢力」）との取引を排除するため、下記の条項を遵守する。

- (1) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (2) 反社会的勢力に対し、自己の名義を利用しない。
- (3) 自らまたは第三者をして、反社会的勢力の活動を助長し、またはその維持運営に協力しない。
- (4) 自らまたは第三者をして、反社会的勢力に対し、利益供与を行わない。

(その他運営についての重要事項)

事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

訪問看護事業所は、職員の質的向上を図る研修の機会を設け、業務体制を整備する。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人魚野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

（付則）この規程は、平成12年10月1日から施行する。

（付則）この規程は、平成13年5月1日から施行する。

（付則）この規程は、平成13年7月1日から施行する。

（付則）この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- (付則) この規程は、平成16年11月1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成17年8月1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成21年8月1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成26年8月1日から施行する。
- (付則) この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- (付則) この規定は、令和6年4月1日から施行する。